

5（5）青少年センター個別ガイドライン 館長室、管理課・ホール運営課事務室等に係る事項

令和2年7月10日
管理課

1 感染防止のための基本的な考え方

- 青少年センターの個別ガイドライン2及び3に記載されている各項目に取り組み、本項に記載されている事項に取り組み、新型コロナウイルス感染症の拡大予防に取り組むものである。

2 館長室、管理課・ホール運営課事務室、屋上、エレベータ及び各階のトイレにおける予防措置

(1) 館長室、管理課・ホール運営課事務室

<施設管理者の取組>

- ・ 1時間に2回以上の換気を行う。また、天候を確認しつつ、窓と入り口ドアの長時間開放に努める。
- ・ 事務室内で入り口ドアの近傍に手指消毒液を配置する。消毒液が空にならないよう、適宜補充を行う。
- ・ ホール等の利用者との打合せ窓口にビニールカーテン等を設置する。
- ・ 館長室、管理課及びホール運営課の打合せコーナーで行われる打合せの際は、ソーシャルディスタンスを確保し少人数で開催する。
- ・ コピー機、複写機のほか、共用で使用する物品（穴あけパンチ等）も適宜、消毒する。

(2) 屋上

<施設管理者の取組>

- ・ 屋上階のエレベータホールに来場者が滞留し3密状態にならないよう、表示を行う。
- ・ 上記エレベータホールから外部に出た近傍にも同様の表示を行う。

(3) エレベータ及び各階のトイレ

<施設管理者の取組>

- ・ 手洗い用の液体せっけんを切らさないよう、清掃事業者に要請する。
- ・ エレベータの乗車人員の目安を表示する。
- ・ 屋上階と同様、各階のエレベータ前に、来場者が滞留し3密状態にならないよう表示する。